第

1622

믉

REÂDAS U- ダァスクラブ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 8月 15日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 非上場株式の会社区分

Q: 非上場株式の評価方法が見直されたそうですが、そのうち、中・小会社の区分基準の見直しについて教えてください。

A:小会社について従業員数基準が10人以下から5人以下に引き下げられるなどの見直しが行われています。

【解説】

国税庁はこのほど、財産評価基本通達を改正し、12年度税制改正で方針が示されていた非上場株式の評価方法の見直しや、国外財産の評価方法に係る取扱いを新設しました。

非上場株式の評価方法の見直しのうち、評価会社の会社規模区分の判定要素については、 小会社の従業員数基準が、10人以下から5 人以下に引き下げられています。

また、小会社の総資産価額基準も引き下げられ、卸売業は8千万円未満から7千万円未満に、小売・サービス業は5千万円未満から4千万円未満に変更さています。これと連動して、中会社の株式の評価額を類似業種比準方式で求める際のLの割合を決める総資産価額基準も改正されています。

今回の改正により、6人以上の会社では中 会社の小となる可能性が増え、類似業種比準 価額のウエイトが高まります。

なお、この改正の適用時期は、原則として、 平成12年1月1日以後の相続等により取得 した株式の評価から適用されますが、平成 12年7月31日以前の相続等により取得し た株式については、改正前の取扱いでもよい こととされています。









KIMIYO . I